

令和7年度中国四国共同移住・交流フェア広告委託業務仕様書

1 業務委託の名称

令和7年度中国四国共同移住・交流フェア広告業務委託

2 目的

中国四国9県合同で行う「中国四国もうひとつのふるさと探しフェア in 大阪2025」において、幅広い移住潜在層に対して、効果的・効率的に情報を届けるため、広報資料の作成やWEB・SNSの複数の媒体を活用した広告配信を通じて、フェアへの参加誘導を促進するものとする。

3 イベント概要

名称：中国四国もうひとつのふるさと探しフェア in 大阪 2025

主催：中国四国共同移住・交流フェア実行委員会

日時：令和7年10月18日(土) 10:00～16:00

会場：難波御堂筋ホール 7階 ホール7

大阪府大阪市中央区難波4-2-1 難波御堂筋ビルディング

主な内容(予定)：

- ・個別相談…中国四国9県自治体・団体の移住相談ブース
約50ブース75団体が参加予定
- ・情報コーナー…中国四国9県の移住支援情報等の紹介
- ・抽選会…4県以上のブースで相談された方の中から、抽選で中国四国地方の特産品が当たる抽選会を開催

入場料：無料

その他：予約不要(事前申込あり)/入退場自由

4 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年11月18日まで

5 業務委託の上限額

1,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 委託者(業務発注者)

中国四国共同移住・交流フェア実行委員会 委員長 堀 泰志(以下「委託者」という。)

(事務局：山口県総合企画部中山間・地域振興課やまぐち暮らし創造班)

7 受託者(業務受注者)

所定の契約手続きにより、委託者と業務委託契約を締結し、本業務委託仕様書等に定める委託業務を委託者から受託し実施する者(以下「受託者」という。)

8 業務の内容

本業務による情報配信のターゲット層は、関西圏（主に大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）に居住する 20 代～40 代とする。

(1) 広報資料の作成

○チラシ

ア 仕様

- ・規格：A4 版
- ・用紙：マットコート紙 90kg
- ・刷色：両面／4 色（カラー）
- ・その他：印刷に伴うレイアウト等の調整は、中国四国共同移住・交流フェア実行委員会（以下「委員会」という。）との打ち合わせにより進める。

イ 数量

- ・チラシ：1,500 枚
- ・データ：1 式（JPEG、PDF、Ai）

ウ デザイン

- ・デザインは委員会との打ち合わせにより進めること（各県の写真やテキストは委員会が提供する）。
- ・校正は、原則 3 回以上（文字校正 2 回以上、色校正 1 回以上）とする。ただし、委員会が校了と判断するまで行うこととする。
- ・校了データは JPEG、PDF、Ai データで納品すること。

エ 納期

令和 7 年 9 月 5 日（金）

○特設 LP の作成

- ・WEB、SNS 広告配信のリンク先としてフェア概要をまとめた開催案内を行う LP を作成すること。
- ・LP の作成にあたり、IP アドレスの取得、サーバーの設置等を行うこと。
- ・事前申込を受け付けるため、申込フォームを用意すること。申込状況を反映したリストを作成し週 1 回程度委員会へ報告するとともに、申込みが伸び悩んでいる場合は打開策を提案・実施すること。また、開催直前には参加を促すリマインドメールを送信すること。なお、事前申込なしでも参加は可能とする。
- ・事前申込者には菓子等をプレゼント予定（委員会が用意する）。

(2) WEB、SNS 広告配信

WEB、SNS 広告を実施し、当該フェアの概要を告知するとともに、特設 LP へのアクセス誘導を行うこと。なお、広告配信は、Google・Yahoo! ディスプレイ広告、Google・Yahoo! リスティング広告、Facebook 広告及び Instagram 広告等、ターゲットへの到達確度の高いメディアを複数種類組み合わせ実施すること。

ア 配信期間は令和 7 年 9 月 18 日からを予定している。

イ WEB、SNS 広告に利用するフェア用のクリエイティブを 2 案以上作成・配信し、特設 LP への流入を促すこと。

ウ リスティング広告検索ワードの選定について、当初は以下のとおりとし、随時変更するものとする。

【検索ワード候補】

移住、定住、中四国、中国、四国、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、徳島、Uターン、Iターン、田舎暮らし、空き家、転職、就職、起業、移住フェア、移住相談会等

※検索ワードは一例であり、配信中も可変しながら、キーワードの精度向上を図っていくものとする。

(3) 数値目標、配信ボリューム

ア 200組の来場を目標とする(R6:125組165人、R5:168組250人、R4:147組213人)。

イ 広告配信の下限は次のとおりとする。

- ・検索広告:4,000クリック以上
- ・ディスプレイ広告:15,000クリック以上

ウ 企画提案書で提案のあった広告配信の下限を超える施策(独自提案)の実施

(4) 効果測定・分析、及び報告

(3)の数値目標を踏まえ、次のとおり効果検証結果について事務局へ提出すること。

ア 各広告配信の完了後、効果測定・分析をし、速やかに「分析レポート」を提出すること。「分析レポート」においては、広告の表示回数、クリック数、クリック単価及び属性(年齢、地域、性別等)など測定・分析に有効な項目及び方法を用いること。

イ 本業務完了後、定性的・定量的観点から、業務の実施内容及び効果検証をまとめた「業務実績報告書」を速やかに作成し、提出すること。

ウ 「分析レポート」及び「業務実績報告書」における効果検証は、次年度広告配信や事業計画を意識して発展性をもって実施し、効果検証を踏まえた今後の改善策の提案を行うこと。

(5) 成果品を以下の宛先まで納品すること。なお、電子データはCD-R等に記録すること。ただし、別に指示がある場合は、その指示に従うこと。

ア 提出先:中国四国共同移住・交流フェア実行委員会事務局

(山口県総合企画部中山間・地域振興課)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県庁7階

イ 提出物:・チラシ(印刷物1,500枚及びデータ一式)

- ・分析レポート(電子データ一式)
- ・業務実績報告書(紙媒体1部、電子データ一式)
- ・本業務により制作したバナー等のクリエイティブ(電子データ一式)
- ・LP(電子データ一式)
- ・その他指示のあるもの

9 本業務の実施体制

- (1) 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
- (2) 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

10 実施計画書の提出

事業実施に先立ち実施計画を提出し、委員会と協議の上、これに基づく委託業務を実施すること。ただし、事業中途において実施計画の変更が必要な場合は、委員会と協議の上、計画の変更を行うことができる。

11 完了報告

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る業務実績報告書を、委託業務完了後速やかに、委員会に提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務の実施状況
- (3) 委託業務に要した事業費
- (4) 委託業務実施による成果

12 著作権の取り扱い

(1) 著作権の帰属

ア 本業務のために受託者が制作した広告及びデータ（以下「制作物」という。）については、全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委員会に帰属させるものとする。

イ 制作物に含まれる権利のうち、次に掲げるものについては委員会への帰属を求めないが、委員会が制作物を利用する際に支障が生じないように、受託者の責任において予め権利関係を調整すること。

- ・本業務とは関わりなく受託者が権利を有しているもの
- ・第三者の権利に係るもの

ウ 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

エ 受託者は、委員会が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

オ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(2) 二次利用

ア 制作物は、業務委託期間終了後においても、委員会が受託者の許可を得ることなく二次利用する場合がある。

イ 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表(公開、配布、放送等)することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

(3) 上記(1)(2)の費用は委託料に含むものとする。

13 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) (1)により委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1)により委託者が承認した場合であっても、受託者は、委託者に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

14 機密保持

- (1) 事業者から委員会に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が委員会から受領又は閲覧した資料等は、委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た委員会及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

15 情報セキュリティ管理

受託者は、情報セキュリティ管理については、個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年山口県条例第40号)、山口県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

16 特記事項

- (1) 企画提案その他の事情により、企画提案募集時の業務委託仕様書の内容等に見直すべき事項が生じた場合は、委託者及び受託者の協議により、契約締結時に反映を行うこととする。
- (2) 本業務の履行のため必要な、受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費、施設整備費等の一切の経費その他必要な経費は、本業務の委託料に含まれる。
- (3) 本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかなければならない。

- (4) 本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかなければならない。
- (5) 本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。
- (6) 見積書や請求書の作成に当たっては、「広報資料の作成費」「広告配信費」「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。
- (7) 本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、委員会の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

17 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては委託者と常に密接な連携を図り、企画・実施等の各段階で協議を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に伴い生じたトラブル等に関しては、自らの責任において、真摯に対応すること。また、対応後に速やかに委託者に経過を報告すること。
- (4) 受託者は、本業務を実施に当たって、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、解決すること。
- (6) 委員会は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。

以上